

日本ライフセービング協会

認定審判員ユニフォーム規程

特定非営利活動法人日本ライフセービング協会(以下当協会)が主催及び公認する競技会に審判員として参加する者は当協会において定められたユニフォームを着用することが義務付けられる。

1. 着用するユニフォームおよび必需品

- ① 帽子(室内競技会は除く)
- ② 審判員ユニフォーム上衣(ポロシャツ) ※1
- ③ 審判員ユニフォーム下衣(短パン)
- ④ 靴(サンダルは不可、プール競技会では靴底が白で土足履きと区別したもの)
- ⑤ 防寒具(必要に応じて)
- ⑥ ウェットスーツ(IRB 審判員、マネキン設置担当審判員)
- ⑦ 認定審判員証
- ⑧ 笛
- ⑨ 筆記用具

※1 上訴審判員/緑 審判長・副審判長/紺 競技別審判長/赤 他審判員/白 コンペティターリエゾンオフィサー/黄

2. ユニフォームの支給について

- ① 個人正会員、個人一般会員、個人一般会員(高校生)は、上記 1.①帽子 ②ポロシャツ ③短パン については当協会主催競技会において、C 級審判員資格を取得した後、最初に審判員として参加する際当協会より支給される。個人準一般会員は支給されない。
- ② 上訴審判員・審判長・副審判長・競技別審判長・リエゾンなどの任務に就き、別色のポロシャツが必要であると競技運営・審判委員会が判断した際は、任務に就く際に必要に応じて支給される。
- ③ 有効な審判員資格を保持している者は、審判員ユニフォーム上衣(ポロシャツ)を1回限り支給する。有効な審判員資格とは、
 - 年会費及び継続費を入金していること
 - 研修会に出席または、レポートを提出していること
 - 当協会主催または公認する競技会に累計15回以上参加していること(2011年4月以降の競技会よりカウントする)

3. ユニフォーム申込みについて

- ① 初回については各競技会(当協会主催に限る)の審判員申込みの「審判員ユニフォーム」の欄に必要事項を記入し提出する。個人準一般会員は同様の手続きを取り、各競技会当日の購入を可能とする。
- ② 上訴審判員・審判長・副審判長・競技別審判長・リエゾンなどの任務に就く場合は、当協会主催競技会当日に必要に応じて支給される。
- ③ 上記 2.③の申請については、「認定審判員ユニフォーム支給申請書」に必要事項を記載し、提出する。申請期間については、毎年4月1日から4月30日までとする。
- ④ 3.③については、自宅へ郵送される。

4. その他

上記 1.①帽子 ②ポロシャツ ③短パン については当協会が主催する各競技会会場にて購入することができる。